

京もの食品販売促進対策事業補助金実施に係る Q&A 目次

令和 2 年 7 月 27 日時点

<事業の目的について>

- Q 1 事業の目的は何ですか。
- Q 2 事業の流れを教えてください。

<補助対象者について>

- Q 3 どのような事業者が対象になりますか。
- Q 4 業種別団体とはどのような団体を指すのですか。
- Q 5 京都府内産農林水産物を使用していますが、府外の事業者は対象となりますか。
- Q 6 所属する業種別団体が事業に応募する場合でも、個々の事業者は業種別団体とは別に応募することは可能ですか。
- Q 7 同一の事業者が複数の申請をすることは可能ですか。
- Q 8 複数の支店で加工品を製造・販売している事業者は、支店毎に申請することは可能ですか。
- Q 9 一つの申請で複数の取組を実施することは可能ですか。

<補助率・事業費・補助金額の考え方について>

- Q 10 事業費及び補助金額に下限はありますか。
- Q 11 補助率及び補助上限の考え方は。
- Q 12 補助対象者（3）の補助上限額の計算方法について詳しく教えてください。
- Q 13 他の事業と重複して応募することは可能ですか。

<補助対象となる経費について>

- Q 14 具体的な補助対象経費はどのようなものがありますか。
- Q 15 消費税は対象となりますか。
- Q 16 対象とならない経費にはどのようなものがありますか。

【賃金】

- Q 17 賃金は正社員も対象になりますか。
- Q 18 アルバイトの賃金の上限はありますか。
- Q 19 アルバイトの雇用保険などの社会保険や各種手当ては対象になりますか。
- Q 20 アルバイトの残業代は対象となりますか。

【旅費】

- Q 21 旅費に食事代、日当は含まれますか。
- Q 22 交通費、宿泊費は実費ですか。

【消耗品費】

- Q 23 消耗品費とはどのようなものを指しますか。
- Q 24 商品のボトルや箱等は補助対象経費となりますか。

【賃借料及び使用料】

Q25 賃借料及び使用料とはどのようなものを指しますか。

【委託費】

Q26 委託費とはどのようなものを指しますか。

【通信運搬費】

Q27 通信運搬費とはどのようなものを指しますか。

Q28 ネット販売と始めるためのシステム導入費も補助対象となりますか。

【原材料費】

Q29 府内産の確認はどのように確認すればよいですか。

【謝金】

Q30 謝金の支払額に基準はありますか。

Q31 通訳、翻訳の経費は謝金の対象となりますか。

【機械装置費】

Q32 機械装置費とはどのようなものを指すのですか。

Q33 PCやプリンターは補助対象となりますか。

【広告宣伝費】

Q34 商品発送料はすべて補助対象となるのですか。

Q35 展示会、商談会の出展料は対象となりますか。

Q36 サンプル代は対象となりますか。

<申請手続について>

Q37 申請書はどこで手に入りますか。

Q38 申請書はいつまでにどのように提出すればよいですか。

Q39 補助金の交付申請はいつ頃行えばよいですか。

Q40 補助金の交付決定はいつ頃になりますか。

Q41 補助金の交付時期はいつ頃になりますか。

Q42 概算払を請求する場合、交付申請額の80%以内であれば、これから支出する予定の経費も含めてよいですか。

Q43 事業を進めていくなかで、当初の計画と変更せざるを得なくなった場合は、どうすればよいですか。

Q44 応募書類の郵送代はどの負担区分になりますか。

<事業完了報告について>

Q45 事業完了報告に必要な書類は何ですか。

Q46 実績報告に必要な書類はコピーでよいですか。

<補助事業全般について>

Q47 事業に関する相談窓口はどこですか。

＜追加＞目次

令和2年8月13日時点

＜補助対象者について＞

- Q48 補助対象者が、共同体として生産者や小売店と共に申請することは可能ですか。
Q49 小売業者は対象となりますか。

＜補助対象となる経費について＞

- Q50 事業計画の販売見込み数よりも売れなかった商品に係る経費は対象となりますか。
Q51 HP作成が委託費と広告宣伝費どちらにも含まれていますが、どちらの経費になりますか。
Q52 本事業に関する研究開発等に係る経費について、年間契約の場合は補助対象となりますか。
Q53 移動販売専用の車両や店舗の改装は補助対象になりますか。

【委託費】

- Q54 新商品の試作を外注する場合、どの経費になりますか。

【原材料費】

- Q55 自社で製造した日本酒は原材料費の補助対象となりますか。

【謝金】

- Q56 経営等に係るコンサルティング費用は対象となりますか。

【機械装置費】

- Q57 機械装置の運搬費や設置の工賃は、機械装置費に含まれますか。
Q58 汎用性とはどこまでの範囲を指しますか。
Q59 10,000千円の機械装置を購入したいのですが対象となりますか。

【広告宣伝費】

- Q60 新商品に同封するチラシ、パンフレットは対象となりますか。
Q61 サンプル代の原材料費はどのように計上しますか。また、その場合、サンプル配布先・個数等の管理表の添付は必要ですか。

＜事業計画書について＞

- Q62 構成者名について、単独の事業者の場合は「なし」と記載して良いでしょうか。
Q63 農林水産物の使用割合について、H30年実績と、R3年目標値を入力する書式となっていますが、これは、本事業の対象となる商品等のみの実績でしょうか。それとも、本事業に関わらず、全社的に取り扱った府内産農林水産物の実績や目標数値でよいでしょうか。
Q64 農林水産物の使用実績について、どのように記載すればよいのでしょうか。
Q65 農林水産物の使用割合について、根拠となる資料の添付が求められていますが、目標値の根拠となる資料とはどのようなものでしょうか。

＜補助事業全般について＞

- Q66 本補助金は来年も募集されますか。
Q67 京都府の他の補助事業又は、国若しくは市町村等の補助事業に、補助対象者として採択されましたが、同じ事業内容でこちらにも応募し、事業を実施することは可能でしょうか？

京もの食品販売促進対策事業補助金実施に係る Q&A

令和 2 年 7 月 27 日時点

<事業の目的>

Q1 事業の目的は何ですか。

新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などにより、インバウンドを含む観光消費を中心とした京都府内食品産業は、売り上げが大幅に減少し、また、特に高級な原材料を生産する京都府内農林水産業も生産が継続できなくなるほどの単価安や契約取引の低下など深刻な影響が及んでいます。

このため、これら府内の食品製造・加工業者が「WITH コロナ」社会における消費行動の変化に対応できる販売・流通システムの構築に向け、京都府内産農林水産物を原材料とした新たな商品及びサービスの開発を支援することを目的としています。

Q2 事業の流れを教えてください。

日 程	内 容	備 考
7月27日(月) ～ 8月26日(水)	公募	(一社)京都食品産業協会に加盟する各業種別団体(会員団体)に事業計画書を提出
9月4日(金)まで	審査会	事前に府・食産協それぞれ、審査表にて審査、審査会で採択者を決定
9月7日(月) ～ 9月11日(金)	採択通知	※予定
	交付申請・交付決定	府に交付申請書を提出
9月中旬	事業開始	※予定
	(概算払)	必要に応じ、府に概算払申請書を提出
令和3年 2月26日(金)まで	事業完了報告	
3月31日(水)まで	補助金の額の確定・ 支払・精算	※予定

<補助対象者について>

Q3 どのような事業者が対象になりますか。

京都府内産農林水産物を使用した商品を製造・加工している業者であり、次のいずれかに該当する者とします。

- (1) (一社)京都府食品産業協会に加盟する業種別団体(会員団体)に所属する食品加工・製造業者
- (2) (一社)京都府食品産業協会に加盟する業種別団体(会員団体)
- (3) (1)が主体となって組織する、同業種及び異業種の共同体

Q 4 業種別団体とはどのような団体を指すのですか。

公募開始（令和2年7月27日）時点で、（一社）京都府食品産業協会に加盟する会員団体を指します。
なお、賛助会員は対象となりません。

（会員団体一覧）

京都府製粉協会、京都府漬物協同組合、京都府菓子工業組合、京都府茶協同組合、
京都府パン工業組合、京都府製餡工業協同組合、京都府酒造組合連合会、京都珈琲商工組合、
京都府醤油工業協同組合、京都府豆腐油揚商工組合、京都湯葉製造販売事業協同組合、
京都米菓工業協同組合、京都府蒟蒻工業協同組合、京都昆布同業会、京都食酢協会、
京都蒲鉾商組合、京都府生菓子協同組合、京都府味噌工業協同組合、
京そうざい事業協同組合、京都府缶詰協同組合、京都名産品協同組合・食品部会
京都穀物卸組合、京都府製麺卸協同組合、京菓子協同組合、関西納豆工業協同組合
詳しくは、（一社）京都府食品産業協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.syoku-kyoto.com/organization/>)

Q 5 京都府産農林水産物を使用していますが、府外の事業者は対象となりますか。

Q 3のとおり、（一社）京都府食品産業協会に加盟する各業種別団体（会員団体）に所属していない場合は、対象となりません。また、Q 1に示しているとおり、府内の事業者に向けた事業を実施するため、関西納豆工業協同組合の他府県会員は対象となりません。

ただし、Q 3(3)のとおり、加盟している各業種別団体に所属している食品製造・加工業者が主体となって組織する共同体の構成員としての参画は可能です。

Q 6 所属する業種別団体が事業に応募する場合でも、個々の事業者は業種別団体とは別に応募することは可能ですか。

可能です。

また、Q 3の(1)で申請した事業者が(3)の共同体に参加することは可能ですが、(1)で補助金を交付された場合、(3)の共同体においては、補助上限額の事業者数に反映されません。

Q 7 同一の事業者が複数の申請をすることは可能ですか。

各事業者、業種別団体（会員団体）ごとに、申請できるのは一件のみです。

ただし、1事業者が複数の共同体に参加することは可能です。しかし、いずれか一つの共同体において補助対象者として補助金が交付された場合、当該事業者は他の共同体における補助上限額の事業者数には反映されません。

Q 8 複数の支社で加工品を製造・販売している販売している事業者は、支社毎に申請することは可能ですか。

本社、支社併せて申請は一つのみです。

Q 9 一つの申請で複数の取組を実施することは可能ですか。

可能です。ただし、複数の取組を実施する場合でも補助上限額は同じです。（Q11 参照）

<補助率・事業費・補助金額の考え方について>

Q10 事業費及び補助金額に下限はありますか。

特に下限は設けませんが、魅力ある商品及びサービスの開発ができるよう効果的な取組をお願いします。(ただし、補助金額が、1,000 円未満の場合は、補助金が交付されません。)

Q11 補助率及び補助上限額の考え方は。

補助率は交付対象経費（消費税抜）の 9 / 10 以内です。(補助金額 1,000 円未満は切り捨てとなります。)

補助上限額は Q 2 (1) 及び(2)については 900 万円、(3)については 1,800 万円です。

ただし、(3)の上限額は、共同体を組織する(1)又は(2)の事業者数により異なります。(Q12 参照)

Q12 補助対象者(3)の補助上限額の計算方法について詳しく教えてください。

補助上限額は、補助対象者(3)の共同体を組織する事業者のうち、補助対象者(1)又は(2)に該当するものが 1 社の場合 900 万円、2 社以上の場合 1,800 万円となります。なお、補助対象者(1)及び(2)のどちらにも該当しない事業者数は、補助上限額に反映されません。

(例)

○ 補助対象者(1)に該当する A 社及び B 社、2 社の共同体
→(1)に該当する事業者が 2 社あるため、上限は 1,800 万円

○ 補助対象者(1)に該当する A 社、B 社、C 社、D 社、4 社の共同体
→(1)に該当する企業が 3 社以上あるものの、上限は 1,800 万円

○ 補助対象者(1)に該当する A 社及び(1)(2)のどちらにも該当しない E 社、2 社の共同体
→(1)に該当する企業が 1 社のため、上限は 900 万円

Q13 他の補助事業と重複して応募することは可能ですか。

同一の提案内容で他の事業(国、京都府又は市町村等の補助事業等)への申請を行っている場合には、申請段階(補助金交付対象者として選定されていない段階)で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

申請している他の事業の採択があった場合は、交付決定された金額が示された交付決定等の写しを添えて、速やかに京都府流通・ブランド戦略課に提出の上、ご相談ください。

<補助対象となる経費について>

Q14 具体的な補助対象経費はどのようなものがありますか。

以下のような経費を想定しています。記載のない経費について、対象となるかどうかは相談窓口までお問い合わせください。

賃金	事業実施に当たり雇用したアルバイトの賃金等
旅費	事業実施に必要な交通費(公共交通機関に限る)、宿泊費、有料道路等料金 (例) 視察、会議実施のための交通費、宿泊費

消耗品費	取得単価が 10 万円未満又は使用可能期間が 1 年未満の物品で、事業実施に当たり必要な消耗品（包装、容器含む）、用具等の購入経費、文献・資料購入費、印刷製本等の雑費 （例）梱包資材
役務費	事業実施に必要な分析、試験、加工等を行う経費（本業の成果に直結しない内容は除く）
賃借料及び使用料	事業を実施するために必要な会場、設備の賃料や物品・備品の使用料（事業実施主体が所有するものを除く） （例）機器のレンタル料
委託費	事業実施に特殊な知識等が必要となり、やむを得ず第三者に事業の一部を依頼するための経費（委託する場合は、京都府の承認を得ること） （例）HP 開設、パッケージのデザイン費
通信運搬費	事業実施に直接必要な郵便代、運送等にかかる経費 （例）分析センターへの送料
原材料費	必要な京都府内産農林水産物及び副資材の購入に必要な経費
謝金	新商品開発にあたり助言等を依頼した専門家に支払われる経費（事業実施主体は除く） （例）ネット販売に関する専門家の助言
機械装置費	取得価格 10 万円（税抜）以上の、新商品の開発にあたり必要不可欠となる機械や分析装置等の導入・改良にかかる経費（汎用性が低く、据置工事を要しないものに限る）
広告宣伝費・販売促進費	事業実施に必要な広報や販売促進にかかる経費（HP 開設・改良、特設サイト構築にかかる費用や新商品の PR に必要な経費等） （例）展示会出展料

※交付決定後に発生し、事業期間内に支払が完了した経費を対象とします。また、事業期間内に実際に使用したものに限りします。

※申請内容に虚偽がある場合、交付決定取消や交付済補助金の返還を求める場合があります。

※取組（事業）実績の確認に必要となりますので、納品書、請求書、領収書・レシートや実施状況・成果がわかる写真・資料等を 10 年間保管しておいてください。

Q15 消費税は対象となりますか。

対象となりません。

事業者が消費税の還付を受けた場合、事業費が減少することから、これに伴い支払い済の補助金を返還する必要があります。事業者が返還を行うことは大きな事務的負担になると考えるため、あらかじめ消費税を除いた額を事業対象経費とします。

また、当然のことですが、消費税以外にも公的資金の使途として不相当と認められる経費については補助対象外となります。

Q16 対象とならない経費にはどのようなものがありますか。

次のとおり、汎用性の高い物品の購入や通常の営業活動と明確に分離ができない経費、資金使途として社会通念上不適切と認められる経費等は補助の対象になりません。

- ア 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- イ 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- ウ 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、インターネット等通信費等の固定経費
- エ 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- オ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- カ 公租公課の費用
- キ 公序良俗に反する経費
- ク 全額が領収書等で明確に確認できない経費
- ケ その他本事業を実施する上で、直接必要とは認められない経費

【賃金】

Q17 賃金は正社員も対象になりますか。

Q16イのとおり、正社員の給与は通常使用している経費と明確に区分することができないため、対象となりません。

この事業を実施するために雇用した者の労働の対価として労働時間に応じて支払う経費を対象とします。

Q18 アルバイトの賃金の上限はありますか。

時給 2,000 円が上限となります。

賃金については、補助事業者の賃金支給規則によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定し、その根拠となる資料も添付してください。

また、実績報告の際には、作業日報や雇用契約書の写し等の提出が必要となります。

Q19 アルバイトの雇用保険などの社会保険や各種手当は対象になりますか。

Q17のとおり、この事業を実施するために雇用した者の労働の対価として労働時間に応じて支払う経費のみを対象とするため、公租公課に含まれますが、雇用に伴う社会保険料等は対象とします。

労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当等）については、対象外となります。

Q20 アルバイトの残業代は対象となりますか。

Q17のとおり、賃金はこの事業を実施するために雇用した者の労働の対価として労働時間に応じて支払う経費を対象としているため、実際に当該事業遂行に当たり要した労働時間については労働基準法等に照らし適正な場合は、対象となります。

【旅費】

Q21 旅費に食事代、日当は含まれますか。

食事代等を含む旅費雑費は対象経費に含まれません。事業実施に必要な交通費及び宿泊費のみ対象となります。

Q22 交通費、宿泊費は実費ですか。

公共交通機関を使用した場合は実費とします。ただし、新幹線等鉄道のグリーン券、ビジネスクラス等特別に付与される料金等は補助対象となりません。また、社用車、従業員等の自家用車を問わず、ガソリン代は補助対象となりません。有料道路料金などは対象となりますが、利用する場合は、領収書等を保管し、事業完了報告の際に提出できるようにしてください。

宿泊費については、実費又は公募要領別紙2の基準の安い金額で算定してください。

【消耗品費】

Q23 消耗品費とはどのようなものを指しますか。

事業実施にあたり必要不可欠な消耗品（包装、容器含む）、用具等の購入経費、文献・資料購入費、印刷製本費等の雑費を指し、取得単価（消費税込）が10万円未満又は使用可能期間が一年未満のものに限ります。

また、文献資料等については、購入する部数・冊数は1種類につき1部（1冊）を限度とします。

Q24 商品のボトルや箱等は補助対象経費となりますか。

Q23のとおり、事業実施にあたり必要不可欠な分に限って対象となります。

【賃借料及び使用料】

Q25 賃借料及び使用料とはどのようなものを指しますか。

事業実施に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費を指します。ただし、借用のための見積書、契約書等が確認できるもので、本事業に要する経費のみとなります。契約期間が補助事業期間を越える場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみとなります。

通常の営業活動など補助事業以外にも使用するもの、通常の生産活動のために使用するものは補助対象外となります。

【委託費】

Q26 委託費とはどのようなものを指しますか。

事業遂行に必要な業務の一部を第三者にやむを得ず委託するために支払われる経費であり、自ら実行することが困難な業務に限ります。

また、委託内容、金額等が明記された契約書等を締結し、委託する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。

また、当該経費と機械装置費の合計額は、補助金額の1/2以内とします。

【通信運搬費】

Q27 通信運搬費とはどのようなものを指しますか。

事業実施に必要な郵便代、運送代に係る経費を指します。ただし、インターネット等通信費等は対象となりません。

Q28 ネット販売を始めるためのシステム導入経費も補助対象となりますか。

導入に必要な登録料や契約等については対象経費です。なお、システムを運用する上で発生する月額使用料については、採算性検証など、システム導入後、概ね一ヶ月程度の試験的な取組を行っている期間中のものに限り対象とします。(試験期間以降の、いわゆるランニングコストは対象とはなりません。)

【原材料費】

Q29 府内産の確認はどのように確認すればよいですか。

調達先から産地名を明記した納品書や請求書を発行いただき、その写しを提出してください。

【謝金】

Q30 謝金の支払額に基準はありますか。

あります。実施要領の別紙を参照してください。

また、依頼する業務内容については、事前に書面等を取り交わして、明確にしなければなりません。

なお、本事業への応募書類作成代行費用、セミナー研修等の参加費用及び受講費用等は補助対象外です。(専門家等が講演する外部セミナー研修に参加する等の費用は認められません。補助事業者が専門家等を自社に招き、当該専門家等から必要な指導・助言を受ける等は補助対象となります。)

Q31 通訳、翻訳の経費は謝金の対象となりますか。

対象となります。

【機械装置費】

Q32 機械装置費とはどのようなものを指しますか。

新商品の開発にあたり必要となる機械や分析装置等の導入・改良にかかる経費(取得価格10万円以上のもの)を指します。ただし、汎用性が低く、据置工事を要しないものに限りません。

Q33 PCやプリンターは補助対象となりますか。

PCやプリンターは汎用性があり、補助事業目的以外での使用が可能であるため、事業対象外となりますが、機械装置と一体的に販売されており、分離が不可能な場合等は対象とします。

【広告宣伝費・販売促進費】

Q34 商品送料はすべて補助対象となるのですか。

本事業に関連する商品のみ対象となります。

Q35 展示会、商談会の出展料は対象となりますか。

対象となります。ただし、販売のみを目的とし、販路開拓等に繋がらないもの及び補助事業期間外に開催される展示会等の経費は補助対象となりません。また、販売の促進を主目的としない選考会、審査会（〇〇賞）等への参加・申込費用は補助対象となりません。また、商談会等に飲食費が含まれる場合は、これを除いた経費を事業の対象とします。

海外展示会等の出展費用の計上にあたり外国語で記載の証拠書類等を実績報告時に提出する場合には、当該書類の記載内容を日本語で要約・説明する書類もあわせてご提出ください。（実績報告の際に提出する証拠書類の翻訳料は補助対象外です。）

Q36 サンプル代は対象となりますか。

販売促進に向けたモニター調査等を伴う場合は原価をもって対象とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

<申請手続きについて>

Q37 申請書はどこで手に入りますか。

京都府流通・ブランド戦略課及び（一社）京都府食品産業協会のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

京 都 府： <http://www.pref.kyoto.jp/brand/news/kyomonosyokuhin.html>

（一社）京都府食品産業協会： <http://www.syoku-kyoto.com/>

Q38 申請書はいつまでにどのように提出すればよいですか。

Q3で示した業種別団体（会員団体）のうち、自身の所属する団体に令和2年8月26日（水）までに（必着）3部を郵送してください。複数の業種別団体（会員団体）に所属している場合は、提出する事業計画の内容に一番関連度の高い団体に提出してください。

なお、申請書類作成等に係る相談については、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、電子メール又は電話でいただきますようお願いいたします。（電話は回線の混雑が予測されますので、なるべく電子メールをご利用ください。）

Q39 補助金の交付申請はいつ頃行えばよいですか。

令和2年9月7日以降、文書により各申請者に採択通知をいたします。

申請者（補助金交付候補者）は、採択通知を受け取り次第、京もの食品販売促進対策事業補助金実施要領に基づき、交付申請書及び事業計画書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、ブランド課へ提出してください。（押印したもの1部）

なお、採択にあたっては、審査結果に基づいて事業計画の修正、事業費の減額等の条件が付与される場合がありますので、その場合は、当該修正を行った上で、事業計画書を再提出してください。

Q40 補助金の交付決定はいつ頃になりますか。

採択発表後、事業計画の経費明細記載の内容や交付申請額を確認・精査の上、受理したものから、順次交付決定を行います。

Q41 補助金の交付時期はいつ頃になりますか。

事業完了後、提出いただく事業完了報告書を確認してからの精算払を基本とします。特別の希望がある場合は、交付決定後、交付申請額の80%以内の範囲で概算払を申請いただくことも可能ですが、確定した補助金額が予定していた金額を下回った場合は、過分に受け取った補助金の返還義務が生じるため、概算払を希望される場合は正確な見積書を取るなど、しっかりとした事業費の積算をお願いします。

Q42 概算払を請求する場合、交付申請額の80%以内であれば、これから支出する予定の経費も含めてよいですか。

概算払には、これから支出する予定の経費を含めて問題ありません。ただし、確定した補助金額が予定していた金額を下回った場合は、その差額の返還義務が生じるため請求額については精査をお願いします。

Q43 事業を進めていくなかで、当初の計画と変更せざるを得なくなった場合は、どうすればよいですか。

経費配分を含め、著しい変更の場合は、事業の承認を取り消さざるを得ないことも生じますので、必ず京都府流通・ブランド戦略課まで事前のご相談をいただくようお願いいたします。

Q44 応募書類の郵送代はどの負担区分になりますか。

応募書類の郵送代は補助対象経費とはなりません。自己負担でお願いします。

<事業完了報告について>

Q45 事業完了報告に必要な書類は何ですか。

事業完了報告書に、領収書又はレシート、その他事業成果がわかる写真などを添付して、京都府流通・ブランド戦略課に提出してください。

Q46 実績報告に必要な書類はコピーでよいですか。

書類はコピーで可としますが、領収書又はレシート、貸金台帳等は金額を全額分揃えて提出してください。

<補助事業全般について>

Q47 事業に関する相談窓口はどこですか。

○京都府 農林水産部 流通・ブランド戦略課

E-mail : ryutsu-brand@pref.kyoto.lg.jp TEL : 075-414-4941 FAX : 075-414-4974

○(一社)京都府食品産業協会(京都府中小企業団体中央会内)

E-mail : syokusankyou@chuokai-kyoto.or.jp TEL : 075-708-3704 FAX : 075-708-3725

<追加>

令和2年8月13日時点

<補助対象者について>

Q48 補助対象者が、共同体として生産者や小売店と共に申請することは可能ですか。

生産者や小売店を共同体の構成員に含めて申請することは可能ですが、Q3の補助対象者（1）又は（2）に該当しない生産者や小売店等は補助金交付対象とはなりません。（Q11、Q12参照）

Q49 小売業者は対象となりますか。

本補助事業は、製造・加工業者を対象としており、（一社）京都府食品産業協会に加盟する会員でも小売りのみの事業者は対象外となります。

<補助対象となる経費について>

Q50 事業計画の販売見込み数よりも売れなかった商品に係る経費は対象となりますか。

本事業の趣旨に鑑み、計画数量を達成できなかった場合についても、その取組は事業対象となりますが、対象となる経費については、実際に事業期間内に使用したものに限ることから、事業計画には販売実現可能な見込み数を計上してください。

Q51 HP作成が委託費と広告宣伝費どちらにも含まれていますが、どちらの経費になりますか。

HP制作を委託する場合は委託費となり、自ら作成し、経費が発生した場合は広告宣伝費となります。

Q52 本事業に関する研究開発等に係る経費について、年間契約の場合は補助対象となりますか。

補助事業期間内に研究結果が出ない場合は対象となりません。また、リースの年間契約の場合は事業期間に係る経費を月割で計算してください。

Q53 移動販売専用の車両や店舗の改装は補助対象になりますか。

車両は対象となりませんが、本事業で開発した商品の陳列など事業趣旨に沿った店舗のレイアウト変更は対象となります。

【委託費】

Q54 新商品の試作を外注する場合、どの経費になりますか。

委託費となります。ただし、外注することの妥当性について理由が必要です。

【原材料費】

Q55 自社で製造した日本酒は原材料費の補助対象となりますか。

家庭向け商品としてリサイズしたサンプルなど、新たなビジネスモデルを行う取組については対象となります。

ただし、補助対象となるものは、補助金の交付決定日以降に発生したものに限りです。

また、対象となる価額については、事業公募要領の「補助事業における利益等排除」に基づき、算出してください。

【謝金】

Q56 経営等に係るコンサルティング費用は対象となりますか。

新商品の開発等の本事業に係る単発契約であれば対象（謝金）ですが、継続契約や経営全般についてのコンサルティング費用は対象外となります。

【機械装置費】

Q57 機械装置の運搬費や設置の工賃は、機械装置費に含まれますか。

機械装置の運搬費は機械装置費に含まれます。Q32のとおり、据え置き工事を要しない機械のみ対象となるため、設置工賃は対象となりません。（設置工賃が発生する場合は事業対象外機械となります。）

また、機械の調整、初期設定経費は対象となり、機械装置費に含まれます。

Q58 汎用性とはどこまでの範囲を指しますか。

Q33のとおり、PC等は対象外となります。また、機械であっても、通常の営業に使用する機械の単純更新などは対象とはなりません。

Q59 10,000千円の機械装置を購入したいのですが対象となりますか。

事業趣旨に合致していれば対象となります。ただし、機械装置費と委託費にかかる補助金の合計額は補助金の総額の1/2以内となりますので、上限額（1事業者当たり9,000千円）の補助金交付を受けるためには、機械装置費及び委託費以外に係る補助対象経費が5,000千円以上必要です。

【広告宣伝費】

Q60 新商品に同封するチラシ、パンフレットは対象となりますか。

新商品の説明用であれば、新商品の開発に必要な経費と見なせますが、別商品のPR等が主であるものは対象外となります。

Q61 サンプル代の原材料費はどのように計上しますか。また、その場合、サンプル配布先・個数等の管理表の添付は必要ですか。

サンプル代として計上する場合は、当該調達品の製造原価を持って対象となります。サンプル代の範囲については、当該事業終了（事業完了日又は令和2年2月26日のいずれか早い日）までに、製造し配布を終えた新商品です。

また、その根拠資料として、実績報告時に、サンプル配布先・個数等の管理表又はそれに準ずるものを提出してください。

<事業計画書について>

Q62 構成者名について、単独の事業者の場合は「なし」と記載して良いでしょうか。

良いです。なしと記載してください。

Q63 農林水産物の使用割合について、H30年実績と、R3年目標値を入力する書式となっておりますが、これは、本事業の対象となる商品等のみの実績でしょうか。それとも、本事業に関わらず、全社的に取り扱った府内産農林水産物の実績や目標数値でよいでしょうか。

この事業の対象となる商品（サービス面であれば、この事業を活用して販売する商品すべて、新商品であればその商品）を対象として記載をお願いいたします。ゼロから開発する商品の場合は、実績はゼロとなります。

Q64 農林水産物の使用実績について、どのように記載すればよいのでしょうか。

「5 事業の目標」の欄については、今回の事業において製造する商品について記載するものですが、農林水産物の使用数量は、その商品を製造するのに利用した数量を記載してください。

Q65 農林水産物の使用割合について、根拠となる資料の添付が求められていますが、目標値の根拠となる資料とはどのようなものでしょうか。

新商品の販売予定数量(見込み)や過去の実績等、審査を行うに当たり適正な判断ができる資料を提出してください。

<補助事業全般について>

Q66 本補助金は来年も募集されますか。

本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急対策であり、1年限りと想定しています。

Q67 京都府の他の補助事業又は、国若しくは市町村等の補助事業に、補助対象者として採択されましたが、同じ事業内容でこちらにも応募し、事業を実施することは可能でしょうか？

同一の事業内容について重複して補助金を交付することはできませんので、採択された事業を辞退していただいた上であれば、本事業の申請することは可能です。ただし、審査会方式であり、他事業を辞退したことをもって本事業の採択を保証するものではありません。

また、採択されていない場合は、他の事業と同一の内容で応募することを記載した上で、応募可能ですが、どちらか採択された時点でもう一方の事業を辞退していただく必要があります。